

徳島県環境審議会環境政策部会 議事録

1 日 時

令和2年1月17日（金）午後2時から

2 場 所

徳島県庁10階 大会議室

3 出席者

<委員> 21名中15名出席

（1号委員：学識経験者、五十音順、敬称略）

青葉暢子委員、奥嶋政嗣委員、喜多三佳委員、貞本秀昭委員、田淵桂子委員、
津川なち子委員、中央子委員、長尾文明委員、板東喜代子委員、古本奈奈代委員、
本仲純子委員（部会長）、八木一夫委員、吉村昇委員

（2号委員：市町村長又はその指名する職員、五十音順、敬称略）

松崎由美委員（代理出席）、福岡祐司委員

<事務局>

山根県民環境部副部長、佐々木環境管理課長 ほか

4 会議次第

（1）開会

（2）議題

1）徳島県環境影響評価条例施行規則の一部改正（案）について

2）その他

（3）閉会

《配付資料》

資料 「徳島県環境影響評価条例施行規則の一部改正（案）について」

資料 「徳島県環境影響評価条例施行規則 新旧対照表（案）」

資料 「環境影響評価対象事業の規模一覧」

資料 「パブリックコメント制度の資料」

資料 「パブリックコメント意見とご意見に対する県の考え方」

資料 「徳島県環境影響評価条例等について」（スライド）

5 議事概要

（事務局）

会議の成立

（県民環境部副部長）

あいさつ

(事務局)

配付資料の確認

(部会長)

本日の議題「徳島県環境影響評価条例施行規則の一部改正（案）」の改正の概要及びパブリックコメントの報告について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

事務局説明

(部会長)

ただいまの事務局からの説明について、ご意見・ご質問はございませんか。

○質疑応答

(委員)

太陽光発電の数値が第1種事業の3万kwからとか、第2種事業が2万～3万kwと書いているが、以上と未満をはっきり書いた方がよい。3万kwの場合はどちらに入るのか。

(事務局)

今の質問は、スライドの部分の指摘ですか。

(委員)

そうです。

(事務局)

今回の資料に「徳島県環境影響評価条例施行規則の一部改正（案）について」を添付している。この資料には、正確な形で記載しており、3番の規模要件で条例第1種事業については、3万kw以上と明確に記載している。具体的な記載内容については、施行規則の新旧対照表に記載している。

(委員)

設置した後の維持管理についてはどこかに文言があるのか。何か規制する表現がどこかにあるのか。

(事務局)

徳島県環境影響評価条例の中では、設置後の管理等についてはうたっていない。本来であれば事業者が当然管理していく状況になると思う。

(委員)

後手後手の感じがする。当初の太陽光発電で私は処理が一番頭の中にあった。街中でも

無造作にあり規制も無く始まっている。

(事務局)

今、委員から発言があったように、無計画というかこれまでは地域の方々に配慮しない段階での計画が進められたという事例があったことから、今回その中でも特に大きな規模のものではあるが、環境影響評価の手続きを行うことによって周辺住民をはじめ県や国の意見を添えた形で事業者に適切な環境配慮を求めることを主旨としている。委員ご指摘のように、管理が不十分で周辺の方に影響があるようなケースが事前に考えられるのであれば、そのような意見を述べる。一方で維持管理のところまで想定するのは難しいと考えている。なお、「住民の方々がその施設ができることによって不利益が無いよう。」にという説明はいつもしている。

(部会長)

もしこういうものがどんどんできてくれば、周りから色々な意見が出てくる。その後の廃棄の問題や外観の問題も出てくると思う。

(委員)

環境影響評価法を補完するというので、法の規定の50～75%を事業対象としているが、何か根拠はあるのか。例えば、先に条例で定めているところでは40%というところもあるのか。

(事務局)

環境影響評価法は4月1日から改正されるため、それに合わせて条例改正を行っており、他県においても検討されているところである。

(委員)

法律にこれぐらいが望ましいとされるものはないのか。自主的に自治体が決めるということか。

(事務局)

そうです。

(委員)

県によっては、違いは出てくるのか。

(事務局)

本県の改正案の50～75%というのは、別紙1「環境影響評価対象事業の規模一覧」に他事業でも条例で補完しているものを添付している。例えば、一般国道では法の第1種事業では10km以上とされているが、条例の第1種事業では7.5km以上としており、同様に50～75%としている。他の道路や河川についてもほぼ同じような範囲で他県でも行われて

いる。委員がおっしゃるように必ず 75 %ということは決まっていない。パブリックコメントでの回答に記載しているが、環境影響への程度が著しく大きいものについて対象とすることが前提とされており、国では 4 万 kw 以上で著しい影響があるとされているので、県としてはその 75 %で補完するのが一般的だと考えている。

(委員)

わかりました。

(部会長)

徳島が一番厳しくしているということではないのか。

(事務局)

徳島県ではオンリーワンを目指しているが、一方で自然エネルギーの推進というのは、温室効果ガスの削減のために必要なことである。この相反することを両立させるためには、今回 75 %程度が妥当と考えている。他県での比較の中では、聞いている案の段階ではあるが、ほぼ同じぐらいに落ち着くと推測される。

(委員)

今回の改正内容とは関係ないが、買い取り価格の単価が下がって、取組が減少している。温室効果ガス排出ゼロを目指すため、太陽光発電が増えた方がいいと思っているが、意欲がそこなわれる現状になっているのに、いっぱい規制を作って、取組が難しくなるのではと心配している。一時期は空き地があればどんどん設置していた。

(事務局)

一時期は、空き地にはほとんど太陽光パネルが置かれていた。本県でも、これまでの設置件数は相当数ある。買い取り価格が低くなっているのも、以前ほどの収益では難しくなっている。維持管理についてもどこまで力を注げるかが問題になっている。環境影響評価担当部局としては、「自然エネルギーの推進」と相反する面もあるが環境保全はやはり必要である。国の方でも太陽光発電では、パネルに光が当たって周辺の人々が眩しいと感じたり、一部では温度上昇があったりする太陽光パネル独自の環境影響があるとされている。これらの太陽光パネルによる環境影響を無くした上で、大規模な太陽光パネルを設置するならば、十分利益が出るものだと考えている。利益と周辺の人々との理解が合うようにアドバイスしたいと考えている。

県が将来的に自然エネルギーをどうしていくのかという中で、太陽光発電は自立分散型で、これから蓄電池が非常に重要になってくる。地産地消を進めていく必要がある。県としてもモデル化しながら、太陽光で発電したものを地域で消費できるようにしていき、太陽光発電を自然エネルギーとしてしっかり使っていけるように進めていきたいと考えている。ただし、現在蓄電池の価格は高く、ご家庭で蓄電池をそのまま常備できる状態ではない。消費が伸びれば、単価が下がるため県として推進したいと考えている。

(委員)

パブリックコメントの結果内容を見る限りでは 15,000kw 以上云々とかかなりわかっている人が聞いている印象である。パブリックコメントとしては、県民から広く意見を集めるということでしたらもう少し具体的なことがイメージできるような形で質問すればよかったのでは。

(事務局)

パブリックコメントで県民からいただいた内容は、先ほど一部改正案を示したが、これを提示した上で意見を伺っている。また、これに追加して環境アセスメントの制度内容と手続き、法と条例の関係等を詳しく記載して御意見をいただいた。詳しく提示したものですから詳しく御意見をいただいている。次回のパブリックコメントについても委員のご提案を参考にさせていただき、御意見がより集まりやすくしたいと思う。

(部会長)

いろいろ御意見が出ましたが、当部会では、報告をまとめる必要があります。事務局から「報告（案）」を配付させていただきますので、ご覧ください。

(事務局)

(報告案を配付)

(部会長)

報告（案）について、御意見はございませんでしょうか。

(意見なし)

それでは、本案を部会報告とすることよろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは、本案は適当であるといたしまして、事務局で報告（案）を朗読してください。

(事務局)

(報告（案）を朗読)

(部会長)

この報告（案）について、何か御意見はありませんでしょうか。

(意見なし)

特に御意見もないようですので、この文案をもって部会報告とすることとします。

なお、私が徳島県環境審議会会長を務めておりますので、徳島県環境審議会運営規程第 8 条第 2 項の規定により、当部会の決議を、環境審議会の決議として、知事に答申したいと思えます。

それでは以上をもちまして、本日の議事を終了いたします。円滑な議事の進行に御協力をいただきまして、ありがとうございました。それでは、事務局へお返しします。

(県民環境部副部長)
閉会のあいさつ

(事務局)
以上をもちまして、徳島県環境審議会環境政策部会を閉会いたします。